



島根県報

平成19年11月26日 (月)
第 1,934 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 (環境生活総務課) 1

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

青少年に販売等してはならない図書類 (青少年家庭課) 2

青少年に観覧させてはならない興行 (") 2

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障害者福祉課) 3

農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金交付要綱の廃止 (農業経営課) 4

農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (") 4

企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正 (") 4

保安林の指定施業要件の変更 (3件) (森林整備課) 5

都市計画事業変更の認可 (都市計画課) 6

建築協定の認可 (建築住宅課) 7

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧 (環境生活総務課) 7

地積を特に減じて換地を定める土地の指定 (農村整備課) 8

公布された条例等のあらまし

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 (規則第94号)

1 規則の概要

知事の権限に属する特定非営利活動促進法に基づく事務の一部の権限移譲を受けた市町村が処理する当該事務の取扱いの特例に係る規定を削除することとした。(第20条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第94号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則 (平成10年島根県規則第95号) の一部を次のように改正する。

第20条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第957号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成19年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 湖北ふれあい	湖北ふれあい しんじ湖温泉居宅介護支援事業所	松江市千鳥町71番地 松江市在宅福祉サービスセンター	平成19年12月1日

島根県告示第958号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第6条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定したので、同条例第27条の規定により告示する。

平成19年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定番号	種類	図書名称	発行・出版社名	指定の理由
15970	雑誌	今日からできるケータイ [®] 裏サイト20	笠倉出版社	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
15971	雑誌	145人の自殺者	(株)データハウス	
15972	雑誌	平成の裏仕事師列伝07	(株)鉄人者	
15973	雑誌	ラブキス11月号 NOV. 2007	笠倉出版社	
15974	雑誌	DENGAKI HIME（電撃姫） 2007 DECEMBER	メディアワークス	

島根県告示第959号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第13条第1項の規定に基づき、次の興行を青少年に観覧させてはならない興行として指定したので、同条例第27条の規定により告示する。

平成19年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定番号	種類	題 名	配給会社名	指定の理由
10978	映画	物凄い絶頂 淫辱	新東宝映画	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長
10979	映画	痴女教師 またがり飲む	オーピー映画	
10980	映画	痴女・高校教師 - 童貞責め -	新日本映像	

10981	映画	ホステル 2	デスペラード	し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
10982	映画	レディ・チャタレー	ショウゲート	
10983	映画	浪花ノーパン娘 - 我慢でけへん -	オーピー映画	
10984	映画	人妻女医と尼寺の美女 性感狂い	新日本映像	
10985	映画	桃肌女将のねばり味	オーピー映画	
10986	映画	チ・ジニ×ムン・ソリ 女教授	ツイン	
10987	映画	キャプティビティ	C Kエンタテインメント	
10988	映画	新日本映像ニュース 痴女・高校教師 - 童貞責め -	新日本映像	
10989	映画	新日本映像ニュース 人妻女医と尼寺の美女 性感狂い	新日本映像	
10990	映画	F U C K	アミューズソフトエンタテインメント	
10991	映画	ワイセツ和尚 女体筆いじり	オーピー映画	
10992	映画	いくつになってもやりたい男と女	新東宝映画	
10993	映画	ピーターパンの公式	エスピーオー	
10994	映画	人が人を愛することのどうしようもなさ	東映ビデオ	
10995	映画	性執事 私を、イカして！	新日本映像	
10996	映画	変態穴覗き 草むらを嗅げ	オーピー映画	
10997	映画	新日本映像ニュース 性執事 私を、イカして！	新日本映像	
10998	映画	不倫航海 人妻みだら貝	オーピー映画	
10999	映画	眠れる美女	ワコー	
11000	映画	ヒルズ・ハブ・アイズ	プレシディオ	
11001	映画	好奇心の強い義母 ~真昼の臭汗~	新日本映像	
11002	映画	痴漢電車 夢うつろ制服狩り	オーピー映画	
11003	映画	裸の女王 天使のハメ心地	新東宝映画	
11004	映画	バツイチ熟女の性欲 ~三十路は後ろ好き~	オーピー映画	
11005	映画	新日本映像ニュース 好奇心の強い義母 ~真昼の臭汗~	新日本映像	
11006	映画	鬼の花宴	新東宝映画	
11007	映画	はじらい	アートポート	
11008	映画	ヒルズ・ハブ・アイズ 2	プレシディオ	
11009	映画	潮吹きヘルパー 抜きまくる若妻	サカエ企画	
11010	映画	性犯罪捜査 暴姦の魔手	オーピー映画	
11011	映画	吉沢明歩誘惑 あたしを食べて	新東宝映画	
11012	映画	新日本映像ニュース 潮吹きヘルパー 抜きまくる若妻	サカエ企画	

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成19年11月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
谷島 伸二	整形外科	松江市立病院	松江市乃白町32-1	平成19年10月31日
若林 規良	内科	独立行政法人国立病院機構松江病院	松江市上乃木5丁目8-31	平成19年10月31日
岸本 晃司	呼吸器外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成19年10月31日
小野 恵司	内科 リハビリテーション科	出雲市民リハビリテーション病院	出雲市知井宮町238	平成19年10月31日

島根県告示第961号

農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金交付要綱（昭和31年島根県告示第751号）は廃止し、平成19年11月7日から施行する。

平成19年11月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

島根県告示第962号

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のように改正し、平成19年11月19日から適用する。

平成19年11月19日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年11月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

表中「年0.55パーセント」を「年0.4パーセント」に改める。

島根県告示第963号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成19年11月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

別表貸付条件の欄中「年1.9パーセント」を「年1.8パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成19年11月26日から施行する。
- この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱別表の規定（貸付利率に係る部分に限る。）は、平成19年11月19日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第964号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成元年10月9日農林水産省告示第1304号
- (2) 変更に係る指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
飯石郡飯南町頓原3435 - 19から3435 - 25まで（以上7筆国有林）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ㊦ 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第965号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
雲南市吉田町民谷字民谷899 - 1、899 - 2、吉田町吉田字杉戸3814 - 3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第966号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月23日農林水産省告示第2683号(1に係るものに限る。)

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 変更しない。

イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市木次町西日登2791-4・2794-3・2794-4(以上3筆国有林)、2791-2、2794-1、木次町東日登320-1、1906-2、1908、1952、1954、木次町下熊谷1929、大東町中湯石1190、1812-1、三刀屋町多久和111-1から111-4まで、118、2274、2275、2278、2282、2283、三刀屋町中野360-3から360-5まで・1445-57・1445-58(以上5筆国有林)、360-1、360-2、1445-4から1445-7まで、1445-9、1445-43、1445-44、1445-53、1445-8、1445-42、1448、1450、1453、三刀屋町粟谷935から937まで、939-4、吉田町上山字上山1003-1、1003-2、1017-2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㊦ 次の森林については、主伐は、択伐による。

雲南市木次町東日登320-1、1952・1954(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、大東町中湯石1190、1812-1、三刀屋町多久和111-1から111-4まで、118、三刀屋町中野1445-8、1445-42、三刀屋町粟谷936、937

㊧ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

㊨ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊩ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第967号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
安来市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成13年島根県告示第603号松江圏都市計画道路事業 3・5・43号安来港飯島線
- 3 事業施行期間
平成13年 8 月14日から平成23年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
島根県安来市安来町字川子、字輪の内並びに飯島町字川尻、字中島地内
 - (2) 使用の部分
なし

島根県告示第968号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第4項において準用する同法第73条第1項の規定に基づき、次のとおり建築協定（以下「協定」という。）を認可したので、同法第76条の3第4項において準用する同法第73条第2項の規定により告示する。

建築協定書は雲南県土整備事務所及び雲南市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成19年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 協定の設定者の住所並びに名称及び代表者の氏名
松江市古志原 4 丁目 1 - 1
島根県住宅供給公社 理事長 飯塚 紀
- 2 認可の年月日及び番号
平成19年11月 7 日 第 1 号
- 3 協定の概要
 - (1) 協定の目的となっている土地の区域
雲南市大東町飯田638番18外 7 筆
雲南市大東町下佐世871番 1 外 3 筆
雲南市大東町養賀921番 2 外 4 筆
 - (2) 協定の有効期間
公告のあった日から20年間
 - (3) その他
建築物に関する基準、協定違反があった場合の措置等に関する事。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する第10条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 申請のあった年月日

平成19年11月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ふれんど

3 代表者の氏名

青山 友行

4 主たる事務所の所在地

島根県雲南市木次町新市3番地

5 従たる事務所の所在地

島根県雲南市大東町大東1038番地

島根県雲南市掛合町掛合821番地

6 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障がい者福祉の増進及び障がい者が安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

7 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

8 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

9 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

雲南地区県政情報コーナー（雲南合同庁舎1階）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業出雲南地区立久恵工区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成19年11月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 従前の土地の表示

市郡町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）	特に減ずる地積（平方メートル）	摘要
出雲市	乙立町	中島沖	932 - 27	畑	575	230.46	
〃	〃	〃	932 - 8	〃	1,008	40.87	
〃	〃	〃	932 - 1	〃	3,024	165.87	
〃	〃	〃	5314 - 1	〃	969	137.18	
〃	〃	〃	932 - 24	〃	571	568.4	
〃	〃	〃	932 - 25	〃	571	178.07	
〃	〃	〃	5276 - 1	〃	1,187	207.8	

2 指定年月日

平成19年11月9日